

子どもの居場所づくり事業補助金

子どもの居場所づくりの推進を目的として、地域等が行う取組に対し、補助金を交付します。

☆補助対象事業☆



① 子ども食堂(配食及び宅食を含む)

食事の調理や提供をとおして、地域の子どもやその保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事を取りながら交流を行う取組。

なお、子ども食堂で調理したものや、用意した弁当や食材を、子どもとその保護者に配布したり、子どもの自宅に届ける場合も対象となります。

② 学習支援の居場所

子どもの学習習慣の定着や、基礎的な学力の向上等のために自主学習を支援する取組。

③ 自由な居場所

子どもが自由に過ごすことができる取組。



☆補助対象金額☆

居場所事業開催一回当たり1万円。

ただし、1か所当たり年間上限24万円まで



詳細は以下へお問合せください。

問合せ 小金井市子育て支援課子育て支援係 TEL042-387-9836